令和7年度

事 業 概 要

愛知県東三河福祉相談センター



目 次

弗⊥	果二川倫仙相談センターの概要
1 4	管内の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2	管内の人口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3 }	沿革 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4	組織及び事務分掌 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第 2	地域福祉課の事業
1	地域福祉
(1)	民生委員・児童委員 ・・・・・・・・・・・・・・・ 5
(2)	行旅病人及び死亡人取扱費県費負担金・・・・・・・・・・・・・・ 6
2	児童福祉
(1)	児童扶養手当関係事務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(2)	愛知県遺児手当関係事務 ・・・・・・・・・・・・・・ 7
3	高齢者福祉
(1)	管内の介護保険事業の実施状況等 ・・・・・・・・・・・・・・ 9
(2)	介護員養成研修事業者指定事務 ・・・・・・・・・・・・ 10
(3)	東三河南部圏域保健医療福祉推進会議 ・・・・・・・・・・・ 10
4	障害者(児)福祉
(1)	特別児童扶養手当関係事務 ・・・・・・・・・・・・・・ 11
(2)	在宅重度障害者手当関係事務 ・・・・・・・・・・・・・・ 12
(3)	心身障害者扶養共済制度関係事務 ・・・・・・・・・・・・ 13
(4)	東三河南部障害保健福祉圏域会議 ・・・・・・・・・・・・ 14
5	- 女性相談支援センター東三河駐在室 ・・・・・・・・・・・ 15

第3 児童育成課の事業

1	児童相談所部門の概要	
(1)	名称 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
(2)	所管区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
(3)	職員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
2	業務の概要	
(1)	業務内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(2)	業務系統図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
3	業務の実績	
(1)	相談・指導等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(2)	養護相談の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
(3)	一時保護の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
(4)	児童福祉施設等への入所状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
(5)	里親、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の状況 ・・・・・	25
(6)	療育手帳の交付状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
第 4	障害者相談課の事業	
1	障害者更生相談所部門の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
2	業務の概要	
(1)	身体障害者手帳の交付(身体障害等級の認定)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
(2)	自立支援医療(更生医療)の要否判定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
(3)	補装具の要否判定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29

29

(5)	相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
3	業務の実施状況	
(1)	身体障害者手帳の新規交付件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
(2)	自立支援医療(更生医療)の要否判定件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
(3)	補装具の要否判定件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
(4)	療育手帳の交付件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
(5)	判定内容別件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31

1 管内の概要

愛知県東三河福祉相談センターの所管区域は、豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の4市であり、令和7年4月1日現在の管内(4市)人口は677,835人と県の総人口の約9.1%を占めている。また、令和6年10月1日現在の管内の65歳以上の高齢者人口は188,327人であり、高齢化率(27.7%)は県平均(25.8%)より高い数値となっている。

管内の地勢は、愛知県東南部に位置し、背後に本宮山から遠望峰山・三ケ根山に至る山々、 弓張山系石巻山地に囲まれた三河湾に面する扇形地域及び太平洋に面する渥美半島からなり、 山と海に囲まれた風光明媚な地域である。豊川の豊かな水と温暖な気候により近代的な農業が 営まれ、花き、野菜、うずらなどの東三河地域(8市町村)の農業産出額は、全県の5割を占 めるなど、全国有数の農業地帯を形成している。

また、首都圏と関西圏をつなぐ交通の大動脈の中心に位置し、東名高速道路、新東名高速 道路などの道路網や、東海道新幹線、東海道本線、名古屋鉄道などの鉄道網が充実しており、 名古屋南部や衣浦西部の臨海工業地帯、自動車産業の拠点地域である西三河地域、浜松市を 始めとする遠州地域の工業地帯などにも近く、企業にとって魅力的な地域であり、自動車産業 を始めとする輸送機器、機械金属、木材関連など各種の企業が進出し、三河港は自動車の輸出 入基地として世界でもトップクラスの取扱量を誇っている。

行政の分野では、平成27年1月に東三河8市町村による「東三河広域連合」が設立され、 行政事務の共同事務処理や広域連携事業など効率的で効果的な行政体制を目指した各種取組 を進めている。平成30年度から介護保険事業の保険者が統合され、保健所や児童相談所など の事務権限の移譲に向けた調査研究も進められており、今後更なる広域的な取組みが期待され ている。

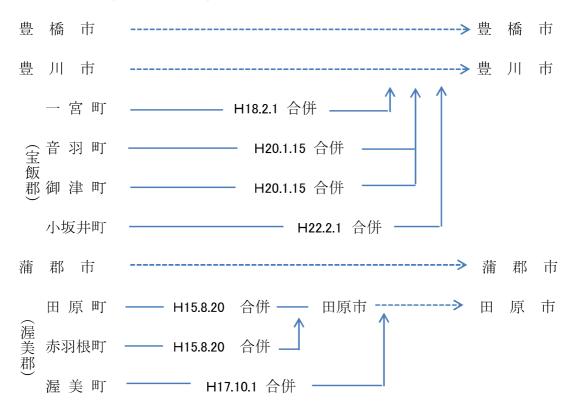


2 管内の人口

	(令和7年4月1日現在)						(令和6	年10月1日	現在)
区分		世帯	総人口	0~14歳		15~6	15~64歳		上
)J	一 世 市	心人口	実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比
豊	橋	世帯	人	人	%	人	%	人	%
豆豆	伸	156,257	361,091	44,149	12.2	220,276	60.7	98,385	27.1
豊	Ш	76,625	183,322	23,631	12.9	111,020	60.4	49,161	26.7
蒲	郡	31,847	76,935	8,659	11.2	45,306	58.5	23,470	30.3
田	原	22,603	56,487	6,541	11.5	32,802	57.9	17,311	30.6
合	計	287,332	677,835	82,980	12.2	409,404	60.1	188,327	27.7
愛矢	1県	3,387,833	7,448,620	907,969	12.2	4,629,089	62.0	1,928,192	25.8

(注) 「世帯」と「総人口」は、令和7年4月1日現在。「年齢区分別人口」については、令和6年10月1日現在。 [出典]:県民文化局統計課「愛知県人口動向調査」(令和2年国勢調査結果(2020年10月1日現在)を基礎と した推計値)

[管内市町の変遷(平成の大合併)]



3 沿革

年月日	地域福祉課 (福祉事務所: H22.1.31 まで)	児童育成課 (児童相談所)	障害者相談課 (障害者更生相談所)			
S23.6.30	1122.1.31 & C)	豊橋地方児童相談所 設置 (豊橋市中八町)				
S25.6.		元宝飯地方事務所 豊橋 税務出張所内に移転				
S26.7.18		豊橋市東松山町に移転				
S27.5.27		豊橋児童相談所に 名称変更				
S28.11.1			身体障害者更生相談所 設置(名古屋市)			
S30.9.22		一時保護所を開設 (10 名)				
S30.11.10	東三河事務所に民生課 設置(豊橋市中八町)					
S33.8.16	移転(現在地)					
S35.7.1			精神薄弱者更生相談所 設置(名古屋市)			
S43.3.30		豊橋市瓦町通に移転				
S47.4.1		一時保護所を廃止(中央 児童相談所が集中管理)				
S52.5.1			心身障害者更生相談所 設置(旧宝飯郡小坂井町)			
H14.4.1	健康福祉課に名称変更	東三河児童・障害者相談セ (児童相談所と障害者更生				
H20.4.1	・東三河福祉事務所(福	設置 *センターの下に次の2つの行政機関を置く 話祉事務所) 記談センター(児童相談所、障害者更生相談所)				
H22.2.1	*管内町村がすべて市に移行	 テしたため、東三河福祉事務所	 は廃止			
H27.1.30	(東三河広域連合 設立)					

4 組織及び事務分掌

(令和7年4月1日現在) センター長 ― 次長 (兼地域福祉課長) ― 課長補佐 (社会・相談G班長) 常勤正規2人 非常勤再任用1人 臨時的任用1人 一般職非常勤1人 1 文書及び公印の管守に関すること 女性相談支援員3人 2 職員の人事及び福利厚生に関すること 3 予算、会計及びその他庶務に関すること 4 附属設備及び物品の保全に関すること 5 民生委員及び児童委員に関すること 6 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること 7 困難な問題を抱える女性の相談・支援に関すること 常勤正規2人 一主幹(指導・介護保険G班長) 非常勤再任用2人 一般職非常勤1人 1 児童の福祉に関すること 2 身体障害者及び知的障害者に関すること 3 介護保険に関すること 4 保健、医療及び福祉に係る連絡調整に関すること 常勤正規 13 人 児童育成課長 — — 課長補佐(児童相談第1G班長) 常勤再任用1人 任期付1人 臨時的任用1人 嘱託医1人 常勤正規 17 人 主査(児童相談第2G班長) 任期付1人 臨時的任用1人 一般職非常勤2人 育児短時間代替1人 1 児童の相談に関すること 2 児童及びその家庭に係る必要な調査及び社会学的な判定指導に関すること 3 障害児施設給付費の支給決定及び取消しに関すること 4 児童福祉法第26条及び第27条の規定による措置及び指導に関すること 5 里親委託後の指導に関すること 6 施設入所後の家庭及び施設退所後の児童並びに家庭の指導に関すること 7 児童及びその家庭に係る医学的、心理学的、教育学的並びに精神保健上の 判定指導に関すること 8 児童・障害者相談センターの業務に関すること。(前各号に掲げる事務に 関するものに限る) 障害者相談課長(障害者相談G班長) —— 常勤正規2人 一般職非常勤1人 1 身体障害者手帳の交付に関すること 嘱託医6人 2 療育手帳の交付に関すること 3 身体障害者・知的障害者の判定に関すること 4 身体障害者・知的障害者の巡回指導に関すること 5 身体障害者・知的障害者の相談指導に関すること 6 補装具の要否判定に関すること

7 更生医療の要否判定に関すること

8 社会福祉統計に関すること

第2 地域福祉課の事業

地域福祉課は、地域福祉、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉に関する各種業務を行うほか、 DV や困難な問題を抱える女性を相談支援する機能も担っている。

1 地域福祉

(1) 民生委員・児童委員

民生委員は、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ、援助を必要と する者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、生活に関す る助言その他の援助などを行っている。

また、児童福祉法の規定により児童委員を兼ねており、児童福祉の向上のための活動も行っている。

児童委員は、要保護児童の福祉及び福祉事務所等の行政機関への連絡、協力業務など広範囲の任務を担っているが、児童委員活動のさらなる推進を図るため、主任児童委員制度が 平成6年1月1日に創設された。

なお、民生委員・児童委員の定数は、国の示す配置基準を参酌して、県の条例により市町村ごとに定められている。現在の任期は令和4年12月1日から3年間となっている。

ア 配置状況

(令和7年4月1日現在、単位:人)

市名	豊川市	蒲郡市	田原市
民 生 委 員 定 数	302	137	117
主任児童委員定数	37	16	7
民生委員協議会数	17	8	3

(注) 民生委員は児童委員を兼ねる。主任児童委員数は再掲 豊橋市は中核市であるため除く

イ 民生委員協議会活動費交付金

民生委員協議会活動の進展を図るために要する経費として交付する。

(令和6年度)

民生委員定数1人当たり	3,311 円
1民生委員協議会当たり	41,600 円

(2) 行旅病人及び死亡人取扱費県費負担金

行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、管内の各市が取り扱った行旅死亡人等の実費 弁償に要する経費を県が負担することにより、円滑な行旅死亡人等の取り扱いを図る。

負担率:10/10(生活保護基準を適用)

<実施状況>

区	分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件	数	0 件	2 件	0 件
金	額	0円	308,027 円	0 円

2 児童福祉

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)及び児童憲章(昭和 26 年宣言)の制定により、「すべての児童を心身ともに健やかに育成し、これを愛護する」との児童福祉の基本理念が確立された。以来、当該理念を基本として、児童の福祉の増進を図るための各種施策が進められている。

当センターにおいては、ひとり親家庭等に対する支援施策の一環として、遺児手当の支給に 係る事務等を実施している。

(1) 児童扶養手当関係事務

<事業内容>

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進 に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

当センターでは認定等の事務はないが、管内4市の実地指導を隔年で実施している。

(事業開始:昭和36年度)

ア 支給要件

次のいずれかに該当する 18 歳以下(18 歳到達年度の末日まで)の児童又は 20 歳未満で 政令で定める程度の障害を有する児童を監護している母及び監護し、かつ生計を同じく している父、または養育している者

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父又は母が死亡した児童
- ・ 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- ・ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ・ 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・ 父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- ・ 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 婚姻によらないで生まれた児童
- ・ 上記に準ずる児童

イ 所得制限の限度額

(令和7年4月1日現在)

扶養親族等の数		0人	1人	2 人	3人	4人以上
受給	全部支給	690 千円	1,070 千円	1,450 千円	1,830 千円	1 人増す毎に 380 千円加算
資格者	一部支給	2,080 千円	2,460 千円	2,840 千円	3,220 千円	同上
配偶者・	扶養義務者	2,360 千円	2,740 千円	3,120 千円	3,500 千円	同上

⁽注) 表内金額数字は所得ベース

ウ 手当額(月額)

(令和7年度)

	全部支給者	一部支給停止者
本体額	46,690 円	46,680 円~11,010 円
加算額(児童2人目以降1人につき)	11,030 円加算	11,020 円~ 5,520 円

エ 支給時期

年6回(5月、7月、9月、11月、1月、3月)

オ 費用負担割合

国 1/3、県又は市 2/3

<手当受給状況>

(令和7年3月31日現在、単位:人)

	-				* * * *				-
	受給者数	生力 離婚	別その他	死別	未婚	障害者	遺棄	DV 保護	その他
曲坛士	1,926	1,591	0	10	237	15	2	2	69
豊橋市	(1,937)	(1,599)	(0)	(12)	(239)	(14)	(3)	(2)	(68)
豊川市	1,023	844	0	4	123	17	3	1	31
室川川	(1,043)	(871)	(0)	(2)	(127)	(18)	(2)	(0)	(23)
蒲郡市	424	337	0	6	53	18	0	0	10
得句けり	(423)	(348)	(0)	(4)	(45)	(14)	(0)	(1)	(11)
田臣去	269	225	0	3	25	10	0	0	6
田原市	(267)	(227)	(0)	(2)	(22)	(11)	(0)	(0)	(5)
合 計	3,642	2,997	0	23	438	60	5	3	116
	(3,670)	(3,045)	(0)	(20)	(433)	(57)	(5)	(3)	(107)

^{※()}は前年同期

(2) 愛知県遺児手当関係事務

<事業内容>

両親又は片親がいない状態若しくは重度の障害等の状態にある家庭の児童を監護又は 養育している者に手当を支給し、児童の健全育成と福祉の増進を図る。

(事業開始:昭和45年度) (所管区域:豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市)

⁽参考) 当センターの管内に町村がないため認定等の事務は行っていない。

ア 支給要件

県内に住所があり、次のいずれかに該当する 18 歳以下(18 歳到達の年度の末日まで)の 児童を監護、養育している者

- ・ 父又は母が死亡した児童
- ・ 父又は母が重度の障害の状態にある児童
- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父又は母が引き続き1年以上行方不明である児童
- ・ 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・ 父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- ・ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 婚姻によらないで生まれた児童
- ・ その他上記に準ずる状態にある児童で知事が定めるもの

イ 所得制限の限度額

(令和7年4月1日現在)

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4 人以上
受給資格者	2,080 千円	2,460 千円	2,840 千円	3,220 千円	1 人増す毎に 380 千円加算
配偶者・扶養義務者	2,360 千円	2,740 千円	3,120 千円	3,500 千円	同上

(注) 表内金額数字は所得ベース

ウ 手当額(月額)

(令和7年度)

支給開始 1~3年目	4,350 円
支給開始 4~5年目	2,175 円

エ 支給時期

年6回(5月、7月、9月、11月、1月、3月)

オ 費用負担割合

県 10/10

<手当受給状況>

(令和7年3月31日現在、単位:人)

	亚孙		要件別内訳						
区分	受給 者数	死別	障害者	生	別母子等	世帯	未婚の	20/14	重複
	有奴	世帯	世帯	遺棄	拘禁	離婚	母子世帯	その他	里復
豊橋市	990	4	1	0	1	858	111	1	14
豆僴川	(991)	(3)	(0)	(1)	(2)	(856)	(116)	(1)	(12)
豊川市	501	3	1	3	0	427	62	1	4
豆川巾	(521)	(0)	(0)	(3)	(0)	(451)	(63)	(0)	(4)
蒲郡市	227	4	3	0	0	188	31	0	1
湘石り山	(224)	(3)	(1)	(0)	(0)	(190)	(27)	(1)	(2)
田原市	137	1	0	0	0	121	14	0	1
田原巾	(134)	(1)	(0)	(0)	(0)	(120)	(12)	(0)	(1)
合 計	1,855	12	5	3	1	1,594	218	2	20
一 前	(1,870)	(7)	(1)	(4)	(2)	(1,617)	(218)	(2)	(19)

※()は前年同期

3 高齢者福祉

高齢化の進展に伴い、介護を社会全体で支えることを目的として、介護保険法が平成 12 年 4 月に施行された。本県においては、同法等に基づき、生きがい対策、要保護高齢者対策、施設整備等、各種高齢者福祉の向上を図るため、「愛知県高齢者福祉保健医療計画」(第 1 期: 平成 12 年 3 月策定)を策定し、各種施策を推進してきている。現在は、令和 6 年 3 月に策定した第 9 期計画に基づき、引き続き高齢者福祉の充実に向けた取組を進めている。

(1) 管内の介護保険事業の実施状況等

当センターにおいては、同計画に定める 11 の老人福祉圏域のうち、東三河南部圏域に属する 4 市を所管している。なお、当該 4 市に加え、東三河北部圏域に属する 4 市町村は、平成 30 年 4 月より東三河広域連合として介護保険の保険者機能を統合し、単一の保険者として運営を行っている。このため、以後の保険者に対する指導については、新城設楽福祉相談センターと合同で実施している。

ア 介護保険料

【第9期計画(令和6年度~令和8年度)の第1号被保険者の保険料基準額(月額)】

東三河広域連合	県内順位	〈参考〉全 国 加重平均(6,225円)
4,930 円	44 保険者中 40 位	愛知県 加重平均(5,957円)

⁽注) 東三河8市町村の保険料基準額(月額)は、令和3年度(第8期計画)から統一

イの被保険者の状況

(令和7年3月31日現在)

	第1号被保険者数	左のうち要介護(支援)認定者数	出現率
豊橋市	97,800 人	14,860 人	15.2%
豊川市	49,144	8,103	16.5
蒲郡市	23,362	4,198	18.0
田原市	17,480	2,435	13.9

⁽出典) 東三河広域連合による報告(介護保険事業状況報告 月報(暫定版)の内数)

ウ イの要介護(支援)認定者数の介護度別内訳 (令和7年3月31日現在、単位:人)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護 5	合計
豊橋市	2,640	2,799	3,134	2,182	1,482	1,700	923	14,860
豊川市	1,039	1,612	1,795	1,122	935	1,024	576	8,103
蒲郡市	851	639	907	549	501	469	282	4,198
田原市	269	458	494	393	313	344	164	2,435

⁽出典) 東三河広域連合による報告(介護保険事業状況報告 月報(暫定版)の内数)

エ 介護保険施設の設置状況

(令和7年4月1日現在、単位:箇所)

	介護老人福祉施設 (地域密着型含む)	介護老人保健施設	介護医療院	計
豊橋市	22	7	2	31
豊川市	14 ※1	3	2	19
蒲郡市	8	2	0	10
田原市	5 ※2	2	0	7

^{※1} 特別養護老人ホームちぎりのユニット型施設・多床室型施設は同一建物のため1か所で計上

^{※2} 田原福寿園は本館と新館が別施設になっているため2か所で計上

(2) 介護員養成研修事業者指定事務

平成 25 年度から、介護職員に係る研修課程の見直しが行われ、介護福祉士国家試験の受験資格を得るための研修として、従来の基礎研修課程及び1級課程は「実務者研修」に一本化された。また、2級課程については、「介護職員初任者研修」へと移行された。さらに、平成30年度からは、新たに「生活援助従事者研修」が創設され、訪問介護における生活援助サービスの提供に従事する者を対象とした研修制度が導入された。

当センターにおいては、初任者研修と生活援助従事者研修の事務を実施している。

(所管区域:豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)

ア 研修課程の主な内容及び事業者数

(令和7年4月1日現在)

研修課程	目 的	カリキュラム	事業者数
介護職員	基本的な介護業務を行え	・130 時間+修了評価	5事業者
初任者研修	る必要な知識等を取得	(1時間程度の筆記試験)	(内訳)
		・講義と演習を一体的に実施	通学 4
			通信 3
生活援助	生活援助中心型のサービ	・59 時間+修了評価	1事業者
従事者研修	スに従事する者に必要な	(0.5 時間程度の筆記試験)	(内訳)
	知識等を取得	・講義と演習を一体的に実施	通信 1

イ 受付件数(令和6年度)

(単位:件)

指定申請	計画承認申請	変更申請	変更届	実績報告
0	32	5	35	19

(3) 東三河南部圏域保健医療福祉推進会議

東三河南部圏域内における保健・医療・福祉に関する施策を円滑かつ効果的に実施することを目的として、関係行政機関、関係団体その他の関係者から意見を聴取するとともに、関係機関等相互の連絡調整を図ることにより、保健・医療・福祉の連携を推進するための会議が設置されている。当該会議は、基幹的保健所が開催主体となっており、当センターは東三河南部圏域における会議の事務局構成機関として参画している。

ア 会議構成員

基幹的保健所の長が、議題の内容に応じ必要と認める者を招集

イ 事務局

豊川保健所、東三河福祉相談センター

ウ 令和6年度の開催状況

開催月			主な内容
令和6年9月	議	題	1.南海トラフ地震を想定した医療救護活動等の実動訓練
	報告	事項	1.愛知県地域保健医療計画(別表)に記載されている医療機関名の更新内容
令和7年1月	議	題	なし
(書面)	報告	事項	1.愛知県地域保健医療計画(別表)に記載されている医療機関名の更新内容

4 障害者(児)福祉

障害者福祉に係る法制度としては、平成 18 年 4 月(一部は同年 10 月)に施行された障害者自立支援法により、従来、障害種別ごとに異なる法体系で提供されていた福祉サービスや公費負担医療等が一元的に提供される仕組みが導入されるとともに、都道府県及び市町村が障害福祉サービスの提供等に関する障害福祉計画を策定し、計画的に施策を推進することが定められた。その後、障害者の範囲に難病等を加えるなどの制度改正を経て、平成 25 年 4 月(一部は平成 26 年 4 月)からは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行された。本県においては、現在、「第 7 期愛知県障害福祉計画」及び「第 3 期愛知県障害児福祉計画」(計画期間:令和 6 年度から令和 8 年度)に基づき、障害のある方が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けた各種施策を実施している。

当センターにおいては、障害のある児童を対象とした特別児童扶養手当の支給に係る事務等を実施している。

(1)特別児童扶養手当関係事務

<事業内容>

家庭において介護されている身体又は精神に障害のある児童(20 歳未満)を監護養育している者に手当を支給することにより、障害児の福祉の増進を図る。(事業開始:昭和39年度) (所管区域:豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市)

ア 支給要件

身体又は精神に重度の障害が	療育(愛護)手帳 A (1~2 度) 程度 ※1
ある児童(1級該当児)	身体障害者手帳 1~2 級程度
身体又は精神に中度の障害が	療育(愛護)手帳 B (3 度) 程度 ※2
ある児童(2級該当児)	身体障害者手帳 3~4(一部) 級程度

- ※1 IQ35以下程度(身体障害者手帳 1 ~ 3級の者にあっては IQ50以下で日常生活 において常時介護を要する程度)の障害
- ※2 IQ50 以下で療育手帳 A に該当しない程度の障害

イ 所得制限の限度額

(令和7年4月1日現在)

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人以上
受給資格者	4,596 千円	4,976 千円	5,356 千円	5,736 千円	1 人増す毎に 380 千円加算
配偶者・扶養義 務者	6,287 千円	6,536 千円	6,749 千円	6,962 千円	1 人増す毎に 213 千円加算

(注)表内金額数字は所得ベース

ウ 手当額

(令和7年度)

1級該当児	1人月額	56,800 円
2 級該当児	1人月額	37,830 円

エ 支給時期

年3回(4月、8月、11月)

オ 費用負担割合

国 10/10

<手当受給状況>

(令和7年3月31日現在、単位:人)

	受給		受給対象障害児童数										
区 分	者数	身	体障害	児	精	青神障害	'児	重	复障害	児		合 言	+
	120	1級	2級	小計	1級	2級	小計	1級	2級	小計	1級	2級	計
豊橋市	749	36	43	79	283	440	723	4	0	4	323	483	806
豆偷巾	(747)	(35)	(44)	(79)	(289)	(416)	(705)	(2)	(0)	(2)	(326)	(460)	(786)
豊川市	370	22	14	36	140	223	363	1	0	1	163	237	400
室川巾	(373)	(24)	(17)	(41)	(147)	(206)	(353)	(1)	(0)	(1)	(172)	(223)	(395)
蒲郡市	134	9	9	18	53	72	125	0	0	0	62	81	143
/用石D11	(125)	(6)	(11)	(17)	(50)	(68)	(118)	(0)	(0)	(0)	(56)	(79)	(135)
田原市	88	8	9	17	43	36	79	0	0	0	51	45	96
田原巾	(87)	(11)	(9)	(20)	(41)	(32)	(73)	(0)	(0)	(0)	(52)	(41)	(93)
合 計	1,341	75	75	150	519	771	1,290	5	0	5	599	846	1,445
	(1,332)	(76)	(81)	(157)	(527)	(722)	(1,249)	(3)	(0)	(3)	(606)	(803)	(1,409)

^{※()}は前年同期

(2) 在宅重度障害者手当関係事務

<事業内容>

県内に住所を有する在宅の重度障害者に、その重度の障害ゆえに生ずる負担の一助となるよう県単独で手当を支給し、その福祉の増進を図る。(事業開始:昭和45年度) (所管区域:豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市)

ア 支給要件等 (令和7年度)

	支	給	要	件	手当相当額	備考
1 種 重 度 障害者	知能指 又は名 交付を	数が35以下 古屋市長か 受けた者	と判定されら療育手帳	を有し、かつ、 、愛知県知事 又は愛護手帳の	年額 186,000 円 (月額 15,500 円)	· 特別障害者手
2 種 重 度 障害者	イ 知 事又 手帳 ウ 3 編 指数 名古 交付	能指数が35 以は名古屋市 長の交付を受 吸の身体障害 が50以下と 屋市長から想 を受けた者。 歳以上になっ	以下と判定 で長から療 けた者 害者手帳を 当定され、 寮育手帳又	は2級の障害者 定され、愛知県知 育手帳又は愛護 有し、かつ、知能 愛知県知事又は は愛護手帳の に障害者となった	年額 81,000 円 (月額6,750円)	付別等 当等 会者 表別 所 等 に 3 月 を 超 え に る た る た る と る た る る る る る る る る る る る る

イ 所得制限の限度額 (令和7年4月1日現在)

受給資格者	3,604 千円
配偶者・扶養義務者	6,287 千円

(注) 表内金額数字は所得ベース

ウ 支給時期

年3回(4月、8月、12月)

<手当受給状況> (令和7年4月16日現在、単位:人)

区 分	1種	2種	計
豊橋市	37	3,232	3,269
豆饲川	(36)	(3,221)	(3,257)
豊川市	22	1,500	1,522
豆川川	(18)	(1,514)	(1,532)
蒲郡市	5	726	731
/用石[1]	(7)	(754)	(761)
田原市	3	465	468
山凉巾	(4)	(476)	(480)
合 計	67	5,923	5,990
	(65)	(5,965)	(6,030)

※()は前年同期

(3)心身障害者扶養共済制度関係事務

<事業内容>

障害者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、 その保護者が死亡や重度障害となった場合に障害者に終身一定額の年金を支給する。

当センターでは、掛金の免除に関する事務のみを実施している。

(事業開始:昭和45年度) (所管区域:豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市)

① 掛 金 保護者(加入者) 1口9,300円~23,300円 (平成 19 年度以前加入者 5,600 円~14,500 円)

② 加入口数 2口まで

③ 給付金 (令和7年度)

年 金	保護者が死亡した	1口加入の場合	月額 20,000 円
十 並	場合等に支給	2口加入の場合	月額 40,000 円
	保護者の生存中、障害者が	平成 19 年度	30,000円~150,000円
- 		以前加入	(加入期間により異なる。)
中心玉	九しした場合等に文品 (加 入期間が1年以上の者)	平成 20 年度	50,000円~250,000円
	八朔间271 平以上の有)	以降加入	(加入期間により異なる。)
	to 1 老ぶげ幸~昭円しょし	平成 19 年度	45,000 円~150,000 円
脱退	加入者が任意で脱退したと	以前加入	(加入期間により異なる。)
一時金	きに支給(加入期間が 5 年 以上の者)	平成 20 年度以	75,000円~250,000円
	以上の日)	降加入	(加入期間により異なる。)

④ 免除の事由等

免除の事由	免除の期間	免除の額	加入者が2人以上の 心身障害者について 加入している場合の 1人を除く障害者に 係る免除の額
加入者等が生活保 護受給世帯に属す る	当該事由の発生した日の属する 月から当該事由の消滅した日の 属する月まで	掛金等の全額	
加入者等が市町村 民税を課せられて いない	8月(新たに加入者等になった場合は、加入等の承認を受けた日の属する月)から翌年7月まで	掛金等の100分の70	掛金等の 100 分の 85
加入者等が市町村 民税の均等割のみ を課せられている	8月(新たに加入者等になった場合は、加入等の承認を受けた日の属する月)から翌年7月まで	掛金等の100分の50	掛金等の 100 分の 75
加入者等の所得の 合算額が災害、疾 病、失業等により 著しく減少した	当該事由の発生した日の属する 月の翌月から当該事由の消滅し た日の属する月まで	掛金等の100分の30	掛金等の 100 分の 65
加入者が2人以上 の心身障害者につ いて加入している	当該事由の発生した日の属する 月から当該事由の消滅した日の 属する月まで		掛金等の 100 分の 50

注) 2以上の免除の事由に該当するときの免除の額は、最も大きい免除の額による。

(4) 東三河南部障害保健福祉圏域会議

東三河南部障害保健福祉圏域における障害者等の相談支援体制に関する課題や情報の共有を図るとともに、課題の解決に向けた検討及び障害福祉計画の検証並びに策定支援を行うことを目的として、本会議を設置している。

ア 会議の連絡調整、検討事項

- ・障害者相談支援体制に係る情報交換及び関係機関の連携に関すること
- ・障害福祉計画における圏域の障害福祉サービス見込量に対する利用実績及び基盤整備 状況に関すること
- ・地域アドバイザーの活動への協力及び支援に関すること

イ 構成員

管内4市の障害福祉事務担当者、障害福祉施設関係者等の会議検討事項に応じてセンター 長が必要と認める者

ウ 令和6年度の開催状況

開催月	主な内容			
令和6年6月	議	題	1.構成機関ごとの障害者施策関連業務	
			2.前回の会議における議題関連事項の進捗	
			ア 株式会社「恵」のグループホーム運営問題等の対応状況	
			イ外部点検(地域連携推進会議)の仕組の導入	
	報告事	項	1.障害者サポート店舗等への改修費などの助成事業(豊川市)	
令和7年3月	議	題	1.各市における令和6年度障害者施策の取組状況	
			2.外部点検(地域連携推進会議)の本格導入に伴う各市の対応等	
			3.就労継続支援サービス事業所(A型)の閉鎖に伴う現状と課題	
	報告事	項	1.豊川保健所における令和6年度の取組状況	

5 女性相談支援センター東三河駐在室

女性相談支援センターは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号)第9条第3項に規定する「女性相談支援センター」の業務のほか、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号)第3条第3項に規定する「配偶者暴力相談支援センター」の業務を行う。

県内7か所にある県福祉相談センターには女性相談支援センター駐在室が設置され、東三河福祉相談支援センター内には、東三河駐在室が設置されており、女性相談支援員が3名配置されている。

女性相談支援員は、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対し、電話や面接による相談を実施している。また、配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ相談機関として、DV被害者の相談・支援も行う。

主訴別相談件数(令和6年度)

			面接	電話
		夫等の暴力	52	26
	夫	酒乱・薬物		
	等	離婚問題	6	13
		その他	2	9
	子	子どもの暴力		
	ど	養育不能	3	
	\$	その他		8
	親族	親の暴力		3
人		親族の暴力		2
間関		その他		10
係	交	生活根拠共の交際相手(含元)の暴力		
	際	交際相手の暴力		1
	相手	同性間の交際相手の暴力		
	-1-	その他		1
	家庭不和 その他の者の暴力			
				2
	男女	問題		
	その	他	1	22
		計	64	97

		面接	電話
住居間	問題		1
帰住名	た無 し	6	
経	生活困窮		1
済	借金・サラ金		
関	求職		
係	その他		2
医	病気		
療	精神的問題		21
関	妊娠出産		
係	その他		
不純	異性交遊		
売春引			
ヒモ	・暴力団関係		
5条	関係	_	
人身耳	[文引		
ストー	ーカー		2
	計	6	27

	面接	電話
総計	70	124

1 児童相談所部門の概要

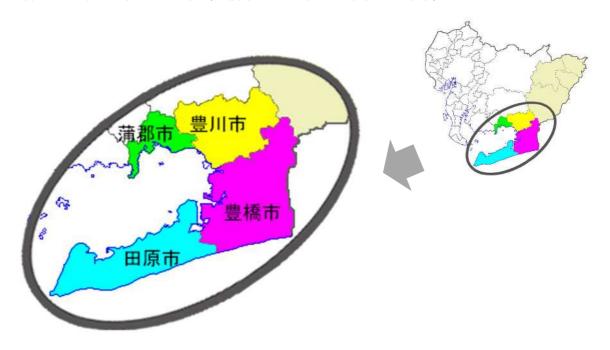
当センターでは、東三河南部4市を所管する児童相談所業務を行っている。

(1) 名称

愛知県東三河児童・障害者相談センター

(2) 所管区域

所管区域は東三河南部の4市(豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市)である。



(3) 職員

児童相談所部門の職員数は次の表のとおりである。

職種	人数(人)
センター長	1
医師 (嘱託医)	1
スーパーバイザー	6
保健師	2
児童福祉司	1 8
児童福祉司 (育児短時間代替)	1
児童心理司	1 0
警察 OB(非常勤)	1
児童移送担当	1
その他	2

職員数は令和7年4月1日現在 ※庶務は、地域福祉課が所掌

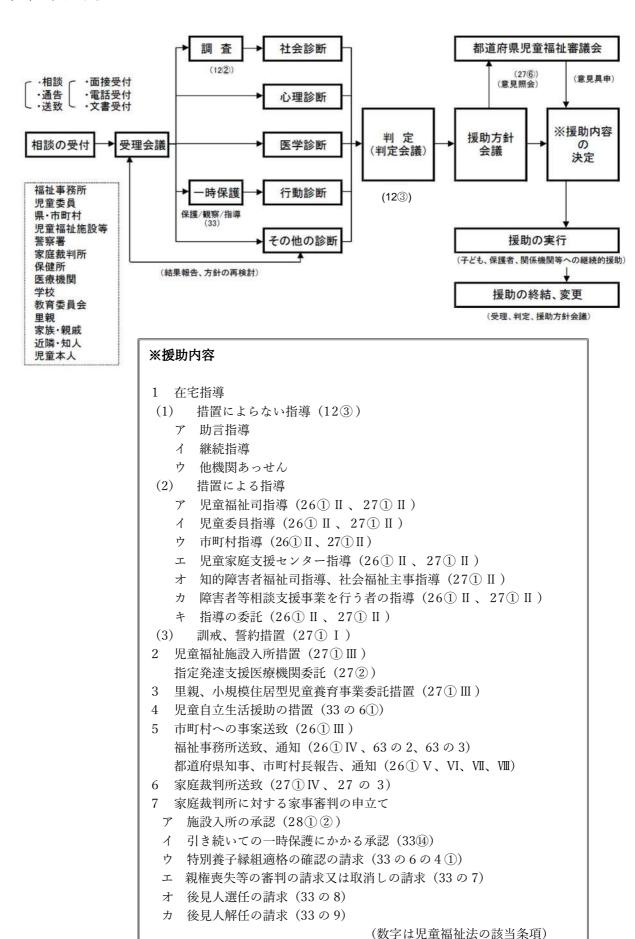
2 業務の概要

(1)業務内容

児童福祉法に規定される 「児童相談所」として、主として、児童福祉法及び児童虐待防止 法に基づく以下の業務を行っている。

- ア 市町村の業務(児童福祉法第10条第1項に規定 子ども等の福祉に関し、必要な情報の把握に努めたり、家庭その他からの相談に応じ必要な調査及び指導を行うこと等)の 実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を 行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- イ 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするも のに応ずること。
- ウ 子ども及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学 的及び精神保健上の判定を行い、必要な指導を行うこと。
- エ 子どもを児童福祉施設等に入所させ、または里親等に委託して、その福祉を図ること。
- オ 子どもの一時保護を行い、また適当な者に一時保護を委託すること。
- カ 一時保護解除後の家庭その他環境の調整等の措置により子どもの安全を確保すること。
- キ 家庭裁判所に対し、後見人の選任・解任並びに親権喪失等の請求を行うこと。
- ク 里親に関する普及啓発を行うこと。また、里親について、その相談に応じ、必要な情報 の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
- ケ 子どもを養子とする養子縁組に関する者について、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

(2)業務系統図



3 業務の実績

(1) 相談・指導等の状況

ア 相談の種類

児童についての相談は、その内容によって、下表のとおりの相談種別に分けている。

t	相談種別	内	容
養護相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第相談。(「児童虐待とは、保護者がその掲げる行為をいう」(児童虐待防止法(1)身体的虐待 生命・健康に危険の(2)性的虐待 性交、性的暴行、性的(3)心理的虐待 暴言や差別など心が(4)保護の怠慢・拒否(ネグレクト)状態や安全を損なう行為及び棄り、父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、	の監護する児童について行う次に 法第2条)) のある身体的な暴行 的行為の強要 理的外傷を与える行為) 保護の怠慢や拒否により健康 児
	その他の相談	養育困難児、迷子、親権を喪失した報信・行用が出ている。 これば はいい かいま これば はいい かいま しんぱい はいい かい これば いい かい これば いい これば	児童、養子縁組に関する相談。
保	健 相 談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応 その他の疾患(精神疾患を含む。)を	
陸中	肢体不自由相談 視聴覚障害相談 言語発達障害等相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関 盲 (弱視を含む。)、ろう (難聴を含む 構音障害、吃音、失語等音声や言語の	う。)等視聴覚障害児に関する相談。
障害 相談	重症心身障害相談 知 的 障 害 相 談	遅滞を有する児童等に関する相談。 重症心身障害児に関する相談。 知的障害児に関する相談。	
	発達障害相談	自閉スペクトラム症、学習障害、注意 相談。	気欠陥多動性障害等の児童に関する
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、 のある児童、警察署からぐ犯少年と 行為があったと思料されても警察署 のない児童に関する相談。	して通告のあった児童、又は触法
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から 犯罪少年に関して家庭裁判所から送	
	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、 内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生 は行動上の問題を有する児童に関す	、友達と遊べない、落ち着きがない、 E活習慣の著しい逸脱等性格もしく
育成 相談	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍 ある児童に関する相談。	中で、登校(園)していない状態に
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に	関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、 相談。	
その	の他の相談	上のいずれにも該当しない相談。	

イ 相談種類別受付件数

令和6年度の相談種類別・年齢別の相談受付件数は次の表のとおりである。

	養	護	保			障	害			非	行		育	成		そ	124 • 11 /
	児童虐待相談	その他の相談	保健相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	の他の相談	計
0歳	48	23		2											1		74
1歳	47	20					1	12							2		82
2歳	36	24					2	12							1		75
3歳	40	25		1			2	68	8						2		146
4 歳	39	31					1	36	1						1		109
5 歳	51	18		2			3	87	11						2		174
6歳	31	20		1			3	41	3					4			103
7歳	46	24		3				84	6	1		2		8		1	175
8歳	30	17						54	5		1						107
9歳	59	30						38	3		1	1		3			135
10 歳	39	16		1			4	96	4		2	2		2			166
11 歳	51	28					5	58	6		2	1		2		1	154
12 歳	54	40		2			1	41	4		5	2		3		1	153
13 歳	52	30					2	99	5		13	3		6			210
14 歳	30	40		1			4	58	3	4	10	3		1		2	156
15 歳	35	39					1	51	2	2		6	1				137
16 歳	35	44					4	79	1	3							166
17 歳	32	38		1			3	78		5	1	3				1	162
18歳以上	0	1						5								1	7
年齢不詳	0	14						2		2		7				2	27
計	755	522	0	14	0	0	36	999	62	17	35	30	1	29	9	9	2,518
豊橋市	432	337		8			22	562	40	16	29	15		17	7	6	1,491
豊川市	194	108		4			9	276	18		3	12		7	2	1	634
蒲郡市	88	45		1			1	98	4	1	3	3	1	3			248
田原市	35	14		1			3	62						1			116
管外	6	18					1	1						1		2	29

ウ 相談種類別対応件数

令和6年度の相談種類別対応件数は次の表のとおりである。

(単位:件)

		面	接指導	Î	児童福	市	訓	児	指	里	家	障害児	そ	
		助言指導	継続指導	他機関あっせん	室福祉司・児童委員指導	町村送致	戒・誓約	児童福祉施設入所	指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致※	児施設等への利用契約	の他	計
養護	児童虐待相談	632	34	5	8	17		25	1	4			4	730
食設	その他の相談	429	37	10	1	2		18		2			9	508
保 健	相談	0	0	0										0
	肢体不自由相談	2	0	0								13		15
	視聴覚障害相談	0	0	0										0
障害	言語発達障害等相談	0	0	0										0
	重症心身障害相談	30	0	0								5		35
	知的障害相談	985	1	0				2					2	990
	発達障害相談	61	0	0										61
-11-4:	ぐ犯行為等相談	12	2	1	1									16
非行	触法行為等相談	6	0	0	8		15	3			7			39
	性格行動相談	25	3	1										29
去出	不登校相談	1	0	0										1
育成	適性相談	29	0	0										29
	育児・しつけ相談	10	0	0										10
その他	その他の相談		0	1										9
	≣ †	2,230	77	18	18	19	15	48	1	6	7	18	15	2,472

[※] 児童福祉法第27条第1項第4号によるもの

エ 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等

令和6年度に行った調査・診断等の件数は次の表のとおりである。 なお、計のうち25,845件が児童虐待相談に係るものである。

調査	・社会診断	指導	医学的		心具	2.四层计				
児童	保護者	その他	医子的 診断指 導	知能検査	発達検査	人格検査	その 他の 検査	面接・観 察・指導	・カウンセ リング等	計
4,764	12,288	31,767	205	954	147	81	0	2,061	1,129	53,396

⁽注)受付から対応の間に年度をまたぐ場合や1件の相談受付に対して複数の対応を採る場合等があるため、 受付件数と対応件数は必ずしも一致しない。

(2)養護相談の状況

令和 6 年度に対応(前記 3 (1) か)した養護相談の理由別件数及び虐待相談の状況は次の表のとおりである。

ア 理由別対応件数

(単位:件)

	家出	龙七	南华 / 氏	傷病	家庭	環境	その他	計	
	秋山	死亡 離婚			虐待	その他	その他	ĦΙ	
児童福祉施設入所				1	25	13	4	43	
里親委託					4	1	1	6	
面接指導	14	2	3	29	671	402	26	1,147	
その他		2			30	8	2	42	
計	14	4	3	30	730	424	33	1,238	

イ 虐待相談の状況

アの虐待相談の状況は以下の表のとおりである。

(ア) 相談経路・虐待の種類

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
	児童相談所	2		4	7	13
旧去町牡	福祉事務所	17	1	8	19	45
県市町村	保健センター	1			1	2
	その他			5	2	7
保育所	保育所			2	1	4
児童福祉施	記・指定医療機関	4		1	3	8
警察等		93	3	393	26	515
家庭裁判所	ŕ					0
保健所·	保健所					0
医療機関	医療機関	10		2	7	19
幼稚園・学	校・教育委員会等	26	2	12	4	44
児童委員						0
完妆	虐待者本人	2		13		15
家族	虐待者以外	5		12	4	21
親戚		3		1	4	8
近隣・知人		4		8	9	21
児童本人		2		1		3
その他		3		2		5
	計	173	6	464	87	730

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
3歳未満	7		111	14	132
3歳以上就学前	20		107	28	155
小学生	72	1	160	26	259
中学生	50	3	53	12	118
高校生その他	24	2	33	7	66
計	173	6	464	87	730

(ウ) 児童虐待防止法関係

令和6年度中に児童虐待防止法の規定による出頭要求、立ち入り調査、臨検・捜索を行ったケースはなかった。

ウ 虐待対応関連事業

(ア) 虐待等児童家庭問題関係機関連絡調整会議

かつてはあらゆる児童相談を児童相談所が対応することとされていたが、児相虐待相談の 急増等を背景とした児童福祉法改正により、児童相談に応じることが市町村の業務として 明確化され、市町村に「要保護児童対策地域協議会」が設置されている。

当センターにおいては、市相互間の連絡調整及び児童虐待等の発見から親子再統合などに関する解決困難な児童家庭問題に、迅速かつ組織対応ができる地域体制作りの支援を目的として管内の関係機関(35機関)を構成員とする「虐待等児童家庭問題関係機関連絡調整会議」を設置している。

会議開催状況 代表者会議 令和 6 年 10 月 24 日 実務者会議 令和 6 年 7 月 12 日

(イ) 児童虐待対応弁護士、精神科医師、法医学専門医師

児童虐待の援助に当たっては、法律、医学の専門知識が必要であるため、愛知県では、 児童虐待対応弁護士、児童虐待対応精神科医師、児童虐待対応法医学専門医師を設置して、 援助に当たっての相談センター職員の相談や、現場での立会業務等の業務を行ってもらって いる。

(3) 一時保護の状況

一時保護は、児童福祉法第33条に基づき行うもので、一時保護所(西三河児童・障害者相談センター・春日井児童相談センターに設置)に入所させるか、児童福祉施設、里親などに保護を委託して行う。緊急の保護や、児童の行動観察、短期治療などを目的とする。

令和6年度中に一時保護を開始した件数及び解除した状況は次の表のとおりである。 (一時保護中に年度をまたぐ場合があるため、開始と解除の件数は一致しない。)

ア 一時保護開始件数

(単位:件)

	区分	養	護	- 障害	非行	育成	保健	計
	区刀	児童虐待	その他		7F1J	月八	その他	пΙ
₽	寺保護所	24	25		1	1		51
т.	施設	68	76		2			146
妥 託	里 親	37	18					55
委託保護	警 察	1	3					4
叹	その他	7	8	1				16
	計	137	130	1	3	1		272

イ 一時保護解除の状況

(単位:件、日)

区分	児童福祉	里親委託	他児相・他	帰宅	その他	計	保 護
	施設入所	王枕安癿	機関に移送	帅七	その他	(件数)	延日数
一時保護所	6	1	3	25	18	53	1,092
委託保護	43	6	1	87	84	221	5,034
計	49	7	4	112	102	274	6,126

(4)児童福祉施設等への入所状況

令和6年度に里親等への委託・児童福祉施設等への入所(児童福祉法第27条第1項第3号、同条第2項)、障害児入所給付費支給決定(児童福祉法第24条の3第2項)による入所をした人数及び年度末現在の在籍児童数は、次の表のとおりである。

(単位:人)

		旧文学	児童心	児童自	里親・	障害児力	八所施設	松产屋	
	乳児院	児童養護施設	理治療 施設	立支援 施設	ファミ リーホ ーム	福祉型	医療型	指定医療機関	計
年度中入所人数	8	19	1	4	3	8	2		65
中皮 [[八////	0	17	1	4	J		20		03
年度末在籍数	11	122	5	3	28	49	10	3	240
十汉不任精致	11	122	3	3	20		8	1	240

⁽注)措置等決定日と入所日の年度が異なることがあるため、1(3)の対応決定件数とは一致しない。 障害児入所施設、指定医療機関については、上段は入所措置、下段は入所給付決定。

(5) 里親、小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) の状況

家庭での養育に欠ける児童を、暖かい愛情と正しい知識をもった家庭的な養育により 健全に育てることを目的として、里親、ファミリーホームへの委託が推進されている。

ア 里親への委託状況

児童を里親へ委託した状況

(単位:人)

	令和6年度	年度末現在
	新規委託児童数	委託中児童数
養育里親	5	17
専 門 里 親	0	1
親族里親	0	2
養子縁組里親	2	3
計	9	23

養育里親・・・・・家庭に戻れるまで、又は原則として18歳に達するまで養育

専門里親・・・・・虐待等により心身に有害な影響を受けた児童を専門的な知識等

を用いて養育

親族里親・・・・児童の三親等内の親族が養育

養子縁組里親・・・将来、養子縁組を前提とした児童の養育

レスパイトケア・・里親の一時的な休息のための支援

イ 管内里親登録状況

里親登録状況、及び、当センター管内里親の里子受託状況 (単位:人)

					令和6年度新規	年度末現在	年度末現在
					認定·登録里親数	登録里親数	児童受託里親数
	認定・	登録	里親夠	汝	4	74	28
	養	育	里	親	4	72	19
再	専	門	里	親	0	3	1
掲	親	族	里	親	0	2	5
	養	子縁	組里	親	3	47	3

⁽注)養育里親かつ養子縁組里親などの複数の区分で登録されている里親がいる。

ウ 里親への支援

愛知県では、里親制度の普及と里子委託の推進のため、里親同士の交流を図る里親交流 推進(サロン)事業、里親をサポートする養育支援(ヘルパー派遣)事業の実施や、里親 会の育成を図り、里親に委託可能な児童は積極的に里親委託を推進するように取り組んで いる。

エ 小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) の状況

児童をファミリーホームへ委託した状況

(単位:人)

	令和6年度	年度末現在
	新規委託児童数	委託中児童数
ファミリーホーム	0	0

なお、当センター管内における本事業の実施はなく、他センター管内の ファミリーホームへの委託もない。

(6)療育手帳の交付状況

療育手帳は、知的障害児(者)が一貫した支援を受けられるようにすること及び各種の 福祉制度手続きを円滑に行えるようにすることを目的とする障害者手帳制度で、当センタ ーでは管内の知的障害児について交付等を行っている。

令和 6 年度に新規交付・再交付・再判定を行った件数及び年度末現在の管内の手帳所持 児童数は次の表のとおりである。

(単位:件、人)

		A判定(重度)	B判定(中度)	C判定(軽度)	計
	新規交付	39	42	189	270
年度中	再交付	2	5	6	13
	再判定	240	126	253	619
年度末現在手帳所持 児童数		592	369	997	1,958

1 障害者更生相談所部門の概要

東三河児童・障害者相談センターの障害者相談課は、身体障害者福祉法第 11 条に基づく「身体障害者更生相談所」及び知的障害者福祉法第 12 条に基づく「知的障害者更生相談所」として、東三河部の 8 市町村(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)を管轄し、身体障害者手帳の交付(豊橋市を除く)、自立支援医療(更生医療)の要否判定、補装具の要否判定、18 歳以上の知的障害者への療育手帳の交付などの業務を行っている。

2 業務の概要

(1)身体障害者手帳の交付(身体障害等級の認定)

身体障害者福祉法別表に規定する身体上の障害がある者について、指定医が作成した 診断書に基づき障害等級の認定を行い、身体障害者手帳を交付する。

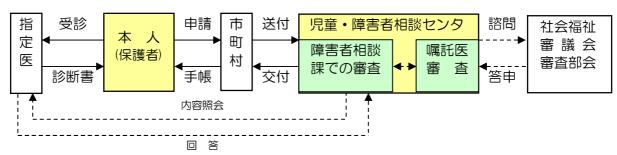
〔根拠法令〕身体障害者福祉法第15条第4項

都道府県知事は、申請に基づいて審査し、その障害が別表に掲げるものに 該当すると認めたときは、身体障害者手帳を交付しなければならない。

<身体障害者福祉法別表>

- ①視覚障害…両眼の矯正視力がそれぞれ 0.1 以下のものなど
- ②聴覚、平衡機能障害…両耳の聴力レベルがそれぞれ 70 dB以上のものなど
- ③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害…それぞれの機能の喪失など
- ④肢体不自由…一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害など
- ⑤心臓、腎臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害

〔業務の流れ〕



種別			等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	(7級)
	視覚障害			0	0	0	0	0	0	_
外	聴覚・平	衡	聴覚障害	1	\circ	0	\circ		\circ	_
部	機能障害		平衡機能障害	l	_	\circ		\bigcirc	_	_
機	音声・言	語・そ	しゃく機能障害	l	_	\circ	\bigcirc		_	_
能		上肢	・下肢機能障害	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\triangle
障	肢体 不自由	体幹	幾能障害	\circ	\circ	\circ	_	\circ	_	_
害			児期以前の非進行 脳病変による運動 章害	0	0	0	0	0	0	\triangle
内部	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・ 直腸・小腸機能障害 ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害、肝臓機能障害			0	_	0	0	_	_	_
障 害				0	0	0	0	_	_	_

⁽注) 7級については、単一の障害では手帳は交付しないが、7級に該当する障害が2以上 重複する場合に6級の手帳を交付する。

(2)自立支援医療(更生医療)の要否判定

市町村が行う自立支援医療(更生医療)費の支給の要否について判定を行う。

< 更生医療 > 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・ 軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、 更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの

〔根拠法令〕障害者総合支援法第74条第1項

市町村は、支給認定又は自立支援医療費を支給しない旨の認定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者 更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

〔自立支援医療(更生医療)の支給例〕

区分	支 給 例			
腎臓機能障害 人工透析療法、腎移植術(抗免疫療法含む。)など				
心臓機能障害	大動脈冠動脈バイパス術、弁置換術、ペースメーカ植込み術など			
肢体不自由	人工関節置換術、関節形成術など			
その他	口唇口蓋形成術、肝臓移植術(抗免疫療法含む。)、抗HIV療法など			

(3)補装具の要否判定

市町村が行う補装具費の支給にあたり、補装具の購入・修理・借受けについて、障害の 状態や生活環境等を考慮して要否判定を行うとともに、作製された補装具の操作性や身体 適合性などについて確認を行う。

〔根拠法令〕障害者総合支援法第76条第3項

市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

〔補装具の種目〕義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、視覚障害者安全つえ、 義眼、眼鏡、補聴器、車載用姿勢保持装置、歩行器、歩行補助つえ、重度障害 者用意思伝達装置など

(4)療育手帳の交付

18歳以上の知的障害者について、来所又は巡回により、知能検査、日常生活能力や介護度の評価を行い、療育手帳を交付する。

〔根 拠〕愛知県療育手帳制度実施要綱

〔判定区分〕

区分	程度	知能指数	備考
Λ	最重度	I Q20 以下	・知能指数のほかに、日常生活能力や介護度を勘案
A	重 度	I Q21~35	して、障害程度を判定する。
В	中 度	I Q36~50	・障害程度を確認するために、一定期間ごとに再判
С	軽 度	I Q51~75	定を実施する。

(5)相談支援

身体障害者や知的障害者の福祉に関して、専門的な知識・技術を必要とする相談支援や 医学的・心理学的判定等、市町村への技術的援助などを行う。

〔根拠法令〕身体障害者福祉法第11条第2項、知的障害者福祉法第12条第2項

3 業務の実施状況

(1)身体障害者手帳の新規交付件数

(単位:件、%)

	区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	構成比
交付件数		839	813	817	100.0
	視 覚	67	55	68	8.3
陸生即	聴覚・平衡	37	46	33	4.0
障害別 内 訳	音声・言語・そしゃく	12	8	8	1.0
LA EV	肢体不自由	265	267	277	33.9
	内部障害	458	437	431	52.8

(2) 自立支援医療 (更生医療) の要否判定件数

(単位:件、%)

	X	分			令和4年度	令和5年度	令和6年度	構成比	
	判別	判定件数			754	801	799	100.0	
	聴覚	· 平	衡		0	0	2	0.3	
	音声	声・言語・そしゃく		8	7	9	1.1		
	肢体	不自由			8	5	6	0.8	
障害別	内部	腎	人工	透析	505	542	544	68.1	
内 訳		臓	免疫	 克抑制等	145	150	151	18.9	
			章		心	臓	4	2	0
	害		免	疫	77	88	80	10.0	
			肝	臓	7	7	7	0.9	

(3)補装具の要否判定件数(適合判定を除く)

(単位:件、%)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	構成比
	判定件数	282	292	323	100.0
	義肢(義手・義足)	33	37	38	11.8
	装 具	72	64	85	26.3
種 別	姿勢保持装置	33	23	25	7.7
内 訳	補 聴 器	76	87	92	28.5
[] [] [] [] [] []	車椅子・電動車椅子	64	77	82	25.4
	意思伝達装置	4	4	1	0.3
	その他	0	0	0	0

(4)療育手帳の交付件数

区 分 交付件数		令和4年度	令和5年度	令和6年度	構成比
		608	593	657	100.0
内	新規交付	25	22	20	3.0
訳	再交付	77	59	72	11.0
п/C	再 判 定	506	512	565	86.0

(5) 判定内容別件数(令和6年度)

ア 身体障害者相談

(単位:件)

(単位:件、%)

区分	等級診断	医学判定	更生医療判定	補装具判定	計
件数	1,278	64	799	493	2,634

イ 知的障害者相談

(単位:件)

区分	医学的判定	心理学的判定	計
件 数	43	747	790

* 構成比の合計は、端数処理の関係で100にならない場合があります。

令和7年度 事業概要

令和7年8月発行

愛知県東三河福祉相談センター 〒440 - 0806 豊橋市八町通5丁目4番地 電話 0532 - 54 - 5111